



WELCOME TO OUR WEBSITE

東京都

[▶ 都庁のウェブサイトからさがす](#)

TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

[▶ サイトマップ](#)[検索開始](#)[→ 詳細検索](#)[| 文字を大きくするには |](#)[トップ](#)>[これまでの報道発表](#)>[2004年](#)>[8月](#)>

## 報道発表資料 [2004年8月掲載]

[その他項目](#)

# エステティックサロンにおけるレーザー脱毛機等の安全性向上を要望！

～商品等の安全問題に関する協議会の報告を受けて～

平成16年8月11日

生活文化局

東京都は、都内の消費生活センターに寄せられる商品やサービスを原因とする危害・危険相談の中で、ここ数年「レーザー脱毛などによりやけどを負った」等の相談が多数寄せられていることを受け、昨年11月に消費者・事業者・学識経験者等で構成する「商品等の安全問題に関する協議会」を設置し、「レーザー等を利用した脱毛機(サロン用・家庭用)の安全性について」をテーマに協議を進めてきました。

テーマの一つである「家庭用レーザー脱毛機」については、協議結果を基に、本年3月12日に「いわゆる家庭用レーザー脱毛機等の安全性に疑問」とするプレス発表を行いました。

この度、もう一つのテーマである「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛機の安全性について」の協議が終了し、その結果が都に報告(資料)されました。この報告を受けて、都はエステティックサロン等医療機関以外で行われるレーザー光線やフラッシュランプを利用した脱毛の安全性を向上させ危害の未然防止を図るため、下記のとおり関係業界に要望するとともに消費者への情報提供を行います。

## 記

### 1 協議会報告の概要

協議会は、次の6項目について安全確保のための提案を行っている。

#### (1)レーザー脱毛機等の安全確保

- ・サロン用脱毛機の業界安全基準の明確化及び性能向上、並びにメンテナンスの実施

(2)施設面での安全確保

- ・施設の内装制限、照明等の基準を盛り込んだガイドラインの作成

(3)エステティシヤンの技術面での安全確保

- ・業界統一基準による教育制度、資格制度の創設

(4)サロン利用者への対応

- ・施術内容等の事前説明、利用者の健康状況の調査、衛生管理

(5)安全管理、苦情相談

- ・事故への対応、苦情相談窓口の設置

(6)サロンの認定

- ・認定に必要な事項、基準の策定及び周知、認定制度の実効性確保

## 2 東京都の対応

(1)エステティック関係業界への要望

関係事業者団体に対し、協議会の検討報告を基にサロンにおけるレーザー脱毛機等及び施設、施術等の安全性向上並びに利用者への適切な対応に取り組むよう要望する。

(2)消費者への情報提供

協議会の検討結果や要望に対する関係事業者団体の取り組み状況について、消費者にホームページ・広報誌等を通じ情報提供を行っていく。

問い合わせ先 生活文化局消費生活部生活安全課 電話 03-5388-3056
--

[資料]

※協議会の報告 [ [テキスト版](#) / [PDF版](#):190KB ]

[参考資料]

### 商品等安全問題協議会の概要

名称:「商品等の安全問題に関する協議会」

目的:

商品の使用又はサービスの利用に伴う危害を防止し、都民の安全な消費生活を確保するため、消費者及び事業者等が商品やサービスの安全について検討を行う。

テーマ:「レーザー等を使用した脱毛機(サロン用・家庭用)の安全性」

協議期間:平成15年11月28日～平成16年7月23日

開催回数:7回

商品等の安全問題に関する協議会委員名簿

氏名		現職
座長	ナカムラ マサト 中村 雅人	弁護士
	アキモト ヨウコ 秋元 洋子	東京都地域婦人団体連盟 事務局長
	イノウエ ヒロユキ 井上 宏之	日本エステティック業協会理事長
	イモリ アキオ 井守 明央	独立行政法人国民生活センター 商品テスト部長
	ウラ ヨシヒサ 浦 能久	日本エステティック工業会 レーザーライト研究会会長
	ウルシバタ オサム 漆畑 修	東邦大学医学部附属大橋病院皮膚科助教授
	キクチ マコト 菊地 眞	防衛医科大学学校防衛医学研究センター長 医用電子工学講座教授
	トクシゲ マチコ 徳重 真知子	財団法人日本消費者協会 消費者啓発担当主任

サロンにおけるレーザー脱毛機等の現状

1 レーザー脱毛について

(1)1995年にアメリカで開発されたレーザー脱毛及び機器は、翌年医療機関向け機器として日本に導入され、その後サロン向けにも拡大した。現在、全国で3,000台以上導入されているといわれている。

(2)レーザー光線は、人工的に作られた単一波長の位相の揃った光であり直進性がある。レーザー脱毛機には、このうち波長は700～1000nmの近赤外線領域のレーザー光線が使われ、光を発する媒質によって、アレキサンドライト、Nd-YAG、ダイオードレーザーなどがあり、レーザーではないが同じく光を使ったフラッシュランプなどの機種(※)もある。

(3)レーザー脱毛の原理

適切な波長のレーザー光は、黒い色素のみに反応して強い熱エネルギーとなり、瞬間的に黒い色素を分解する。短くしたむだ毛部分に肌の

上から照射されたレーザー光は、毛を通して皮膚の内の毛根部分に伝わり、皮膚を傷めずに黒いメラニン色素と反応して毛根部分を破壊すると考えられている。(日本エステティシャン協会教育研究委員会編「エステティック新用語辞典」より引用)

レーザー光が毛に含まれるメラニンに達した場合、毛の温度は100度以上にまで上昇し、その部分は気化し、周囲の毛包にダメージを与えることにより脱毛の効果をもたらす。

脱毛の能力は、レーザー光の波長、フルーエンス(ジュール/平方センチメートル)、照射時間で決まる。

(4)近年、レーザー脱毛の急速な普及に伴う機器自体や操作に関する安全性及び施術者の教育訓練等に関して、懸念が広がっている状況にあり、機器を供給するメーカー、販売業者なども一連の適正な基準作りなどの検討作業に参画し、関連する業界団体で、共通的な育成、訓練システムを構築していくことが必要であるとの指摘がある。すなわち、除毛・減毛の効果を考慮しつつ施術の安全性を確保した適正な施術がサロンに求められている。また、同時により安全性の高いレーザー脱毛機の開発も望まれている。

※「サロン用レーザー脱毛機」の種類

種類	アレキサンドライト	YAG	ダイオード	フラッシュランプ
波長	755nm	1064nm	810nm	600～1200nm
フルーエンス (J/平方センチメートル)	5～20	10～120	4.7～65	6～55
照射サイズ	φ 12mm	φ 2.4mm～ φ 7mm	約φ 8mm ～10× 10mm	10mm×20mm～ 50mm×20mm
皮膚冷却方式	ジェル	空冷式	空冷ガス、 空冷式、他	クーリングシステム内蔵、空冷式、 水冷式

2 サロンにおけるレーザー脱毛機等を原因とした危害相談状況

平成13年4月から平成16年3月までの期間、都内の消費生活センターへ寄せられたサロンによる施術を原因とする相談件数は以下のとおりである。

【メコニス情報(東京都内の消費生活センターへの相談情報)から】

危害発生に伴う相談件数 39件(平成13年4月～平成16年3月受付)

(内訳)危害の程度

○受傷内容		○治療期間	
皮膚障害	22件	1ヶ月以上	9件
熱傷	15件	3週間～1ヶ月	1件
感覚機能の低下	1件	1～2週間	7件
凍傷	1件	1週間未満	6件
		不明	5件
		医者にかからず	11件

(参考)

PIO(パイオ)ネット分(平成13年4月～平成16年3月受付)

【受傷内容】

内容	熱傷	皮膚障害	刺・切傷	感電傷害	凍傷	その他	合計
件数	124	108	2	2	1	6	243

【治療期間】

内容	1カ月以上	3週間～1カ月	1～2週間	1週間未満	不明	医者にかからず	合計
件数	34	11	28	45	49	76	243

※PIO(パイオ)ネット→日本各地の消費生活センターに寄せられた相談情報のデータベース

(従って、PIOネットの情報にはメコニスの情報を含む。)

[\(↑このページの先頭へ戻る\)](#)

[このサイトの考え方](#) | [使い方ヘルプ](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [リンクについて](#) | [著作権について](#)

<[お問い合わせ](#)> 東京都庁 〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1 電話03-5321-1111(代表) [[電話番号一覧](#)]

(C)2002-2007 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT ALL RIGHTS RESERVED.